

各手続の必要書類と申請日

		配食の新規申請	ケアプラン再作成を伴わない軽微な変更			ケアプラン再作成を伴う変更			適用期間（目標期間）以降も継続して配食事業の利用を希望する場合		終了
			回数や曜日、時間等の変更	担当者の変更	配食事業者変更	配食内容・目標期間の変更	配食期間中の区分変更 ※別紙も参照	配食事業者変更	認定決定済み	暫定期間	
申請書		前橋市高齢者支援見守り配食事業利用申請書	前橋市高齢者支援見守り配食事業変更申請書			前橋市高齢者支援見守り配食事業利用申請書			前橋市高齢者支援見守り配食事業利用申請書		前橋市高齢者支援見守り配食事業終了申請書
基本情報		必要	-			変更があれば必要			変更があれば必要		-
同意ケアプラン（写）	要支援・事業対象者	介護予防サービス・支援計画書	-	-	※変更後の配食事業者へ提出	介護予防サービス・支援計画書		介護予防サービス・支援計画書 ※変更後の配食事業者へも	介護予防サービス・支援計画書	介護予防サービス・支援計画書（暫定プラン）	-
	要介護	居宅サービス計画書第1～3表	-	-		居宅サービス計画書第1～3表		居宅サービス計画書第1～3表 ※変更後の配食事業者へも	居宅サービス計画書第1～3表	居宅サービス計画書第1～3表（暫定プラン）	-
申請		随時	毎月10日まで	11日以降	随時	随時	随時	決定後速やかに	随時	適用期間終了月の月末（開庁日）まで	随時
開始日		申請日以降 ※配食事業者との調整による	申請日以降 ※配食事業者との調整による	翌月より	申請日以降	月途中の申請（は翌月より）	申請日以降 ※配食事業者との調整による	申請日以降	月途中の申請（は翌月より）	翌月より	※利用終了日の翌日より配食事業の対象外
決定通知		○	○	○	-	○	○	○	○	○ ※認定決定後	○ ※通知希望者のみ
市から事業者への通知		○	○	○	-	○ ※変更後の事業者へ	○	○	○ ※変更後の事業者へ	○	○

※ 基本情報は変更があれば随時提出してください。

※ 区分変更について

配食の認定期間中の区分変更の暫定期間中は、申請は必要ありません。回数や曜日の変更がある場合は変更申請書をご提出下さい。

暫定期間中に配食の認定期間が終了してしまう場合は、暫定プランを付けて今までの区分での更新申請をしてください。区分決定後、暫定プランに変更がなければ決定区分を連絡してください。プラン再作成になる場合は、改めて新しい区分で更新申請をしてください。

区分の変更がある場合の見守り配食事業の申請について

